

令和6年度  
高浜市介護サービス事業者講習会  
(集団指導)

# 1 届出事項の変更に伴う手続き

## ○変更届出書の提出期限

介護保険のサービス提供事業者は介護保険法施行規則で定める事項について、内容の変更が生じた場合、10日以内に変更届出書の提出が必要です。

- ・事業所（施設）の新築・改築・移転、定員の変更等、指定基準を満たすべき設備基準の変更、その他重要な変更については、新築等を行う前に保険者に相談してください。
- ・補助金を受けて設備した施設等を転用して事業を行う場合は、別途手続きが必要です。で、この場合も転用前に保険者に相談してください。

## ○従業員の変更にかかる届出の特例

従業員の変更のみの届け出は、以下の特例を条件に、その都度届けるのではなく、年に1回、6月1日現在の状況を6月末までに届け出てください。

### 【特例の条件】

- ①加算算定のための体制に影響のないこと。
- ②右の職種でないこと。
- ③昨年6月1日の届出以降、変更届出をしていないこと。
- ③人員基準に適合していることを事業所が自主点検していること。
- ⑤運営規程の従業員の数を適切に管理していること。

| 職種        | 対象サービス                           |
|-----------|----------------------------------|
| 管理者       | 全サービス                            |
| 介護支援専門員   | 全サービス                            |
| サービス提供責任者 | 訪問型サービス                          |
| 計画作成担当者   | 認知症対応型共同生活介護<br>地域密着型特定施設入居者生活介護 |

（これらの職種の変更の場合は、都度届出が必要です。）

1年間人員の変更がない場合（運営規程の表記に変更がない場合）の変更のない旨の届出は不要です。

（例1）従業員が3人から4人に変更となった

運営規程の表記が「3人以上」の場合は届出不要

運営規程の表記が「3人」の場合は届出必要

（例2）従業員の入退職があったが従業員数の変更はなし

運営規程の表記が「3人以上」「3人」どちらの場合も届出不要

## ○変更届出書を提出する際の留意事項

サービスごとの付表と添付資料も提出してください。添付資料については、標準添付資料一覧を参照してください。様式と一覧はHPに掲載しています。

## ○変更届でなく廃止届と新規指定が必要な場合

以下の場合には変更届でなく、事業所の廃止届と新規指定が必要です。

- ・市を越えて事業所を移転する場合
- ・法人合併等により、申請法人が変更となる場合
- ・通所介護で定員を18名以下に減らす、または地域密着型通所介護で定員を19名以上に増やす場合 など

法人の名称、主たる事業所の所在地または代表者等の業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合は変更届出書とは別に業務管理体制の届出事項の変更届出書の提出も必要です。提出先については、下記を参照してください。

## ○事業所の指定更新に伴う手続き

介護保険サービス事業所は6年ごとに指定の更新が必要です。

指定有効期間の満了日の1か月前までに指定更新の申請をしてください。

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 申請書類<br>(様式はHPに掲載しています) | 指定更新申請書         |
|                         | 付表              |
|                         | 添付書類(チェックリスト参照) |

同一事業所で、複数の指定を受けている場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限を合わせることができます。

(例) 地域密着型通所介護の指定更新と同時に、通所型サービスの指定更新も前倒して行う場合

|               | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 地域密着型<br>通所介護 | 指定  |     |    |    |    |    | 更新 |    |    |    |     |     |
| 通所型<br>サービス   |     |     | 指定 |    |    |    | 更新 |    |    |    |     |     |
|               | 1   | 2   | 3  | 4  | 5  | 6  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5   | 6   |

## 2 事業を廃止・休止・再開する場合

### ○事業を廃止する場合

廃止する1 か月前までに廃止届を提出してください。

廃止するにあたり、利用者の他の事業所への引継ぎ状況を確認します。

### ○事業を休止する場合

休止する1 か月前までに休止届を提出してください。

休止期間は最大6か月です。

休止6か月以内に再開が見込まれない場合は廃止届を提出してください。この場合、再度新規の指定を受けることが可能です。

再開に向けた取り組み状況や、利用者の他の事業所への引継ぎ状況を確認します。

### ○事業を再開する場合

再開する目途がつき次第、保険者へ相談してください。指定基準等を満たすか確認します。

また、事業の再開後10日以内に再開届を提出してください。

### 3 事故報告書等の提出について

#### ○事故報告書

サービス提供中の下記の事故については、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告してください。

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

※上記以外の事故の場合でも、利用者等とトラブルになることが予想される場合は報告書を提出してください。

#### ○感染症の発生に関する報告書

以下の場合、迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を保険者及び事業所の所在市町村へ報告するとともに、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じてください。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### ○疥癬の発生時

施設内で疥癬（みなしも含む）が1名でも発生した場合は、速やかに市へ報告してください。必要に応じて、他の事業所へ必要事項を共有します。

上記のア～ウのいずれかに該当する場合は保健所への報告も必要です。

## 4 介護給付費算定に関する手続き

### ○加算等の算定のための届出について

加算の算定状況について内容に変更が生じた場合には届出書の提出が必要です。

|                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 【届出書類】<br>(様式は HP に掲載しています) | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
|                             | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表   |
|                             | 各種加算における届出書          |

### ○加算等の算定の開始時期

以下のサービス種別ごとに届出時期に対する算定開始時期が異なりますのでご注意ください。

| サービス種別                                                                                                                         | 届出時期に対する算定開始時期                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 定期巡回随時対応型訪問介護看護<br>夜間対応型訪問介護<br>地域密着型通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>居宅介護支援<br>介護予防支援 | 毎月 15 日以前に届出→翌月から<br>毎月 16 日以後に届出→翌々月から |
| 認知症対応型共同生活介護<br>地域密着型特定施設入居者生活介護<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                                                                       | 届出が受理された日の翌月から<br>(月の初日の場合は、その月から)      |

## ○介護職員等処遇改善加算について

毎年度、計画書及び実績報告書の提出が必要です。

複数の介護サービス事業所を有する介護サービス事業者については、特例で県内外を問わず複数の事業所分を一括して計画書を作成することが認められています。ただし、複数の事業所間で一括して作成する場合は、各事業所の指定権者ごとに届出が必要です。

令和7年度から加算Ⅴは算定できなくなりますのでご注意ください。

### 【令和7年度のスケジュール】

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 令和7年度 計画書                        | 令和7年4月15日 |
| 体制等に関する届出書<br>(加算の区分に変更がない場合は不要) | 令和7年4月15日 |
| 令和6年度 実績報告書                      | 令和7年7月31日 |

郵送（当日消印有効）または持参（提出期限必着。提出期限が閉庁日の場合は、その前閉庁日までにお持ちください。）にて提出してください。

| サービス種別                                                                                                                                                                 | 届出時期に対する算定開始時期                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 定期巡回随時対応型訪問介護看護<br>夜間対応型訪問介護<br>地域密着型通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>認知症対応型共同生活介護<br>地域密着型特定施設入居者生活介護<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (1) 4月15日までに提出<br>→4月または5月から<br><br>(2) 毎月末日<br>→翌々月から（(1)以外の場合） |

計画書の内容に変更があった場合や、事業の継続を図るために職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は別に届出が必要です。

## ○特定事業所集中減算について（居宅介護支援）

居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、前 6 月間に作成したケアプランに位置づけられた居宅サービスについて、特定の法人に対して **80%**を超えてサービスの紹介を行った場合、特定事業所集中減算の対象となります。

この場合は、**正当な理由の有無に関わらず、届出**が必要です。80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で 5 年間保管してください

なお、特定事業所集中減算が適用されている事業所では、特定事業所加算の算定が行えません。

### 【対象となるサービス】

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

| 判定期間等  | 前期                             | 後期                             |
|--------|--------------------------------|--------------------------------|
| 判定期間   | 前年度 3 月 1 日<br>～当該年度 8 月末日     | 当該年度 9 月 1 日<br>～当該年度 2 月末日    |
| 減算適用期間 | 当該年度 10 月 1 日<br>～翌年度 3 月 31 日 | 当該年度 4 月 1 日<br>～当該年度 9 月 30 日 |
| 届出提出期限 | <b>9 月 15 日まで</b>              | <b>3 月 15 日まで</b>              |

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 届出書類<br>(様式は HP に掲載しています) | 特定事業所集中減算届出書          |
|                           | 特定事業所集中減算届出書に係る計算書    |
|                           | 同一法人事業所一覧             |
|                           | 正当な理由の範囲              |
|                           | 正当な理由の範囲に係る事業所一覧      |
|                           | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書※ |
|                           | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表※   |

※減産の判定に変更が生じる場合に提出してください。

80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で 5 年間保管してください

## 5 業務管理体制の届出

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

| 届出が必要となる事由                    | 届出書類（様式はHPに掲載しています）           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 業務管理体制を整備した場合                 | 業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）、事業所一覧 |
| 事業所数などの変更により、届出先の行政機関が変更となる場合 | 業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）、事業所一覧 |
| 届出事項の変更が生じた場合                 | 業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）         |

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれています。以下のとおり、事業者が運営する事業所の所在地により、届出先が異なりますのでご注意ください。

| 事業所の状況 |                                               | 届出先                   |
|--------|-----------------------------------------------|-----------------------|
| 1      | 事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者                     | 厚生労働大臣                |
| 2      | 事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 |
| 3      | 事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者                         | 指定都市の長                |
| 4      | 事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者                          | 中核市の長                 |
| 5      | 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長                  |
| 6      | 1から5以外の事業者                                    | 都道府県知事                |

## 6 令和5年度末で経過措置が終了した事項

以下の事項は令和6年3月31日で経過措置が終了しています。

| 名称                         | 対象サービス                                                | 経過措置の概要                                                                                                                                                     |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 感染症対策の強化                   | 全サービス                                                 | 感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。                                                                             |
| 業務継続に向けた取組の強化              | 全サービス                                                 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。 |
| 認知症介護基礎研修の受講の義務付け          | 全サービス<br>※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く | 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。                                                                                     |
| 高齢者虐待防止の推進                 | 全サービス                                                 | 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的を実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。                                           |
| 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化       | 施設系サービス                                               | 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。                                   |
| 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実  | 施設系サービス                                               | 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。                                                                  |
| 事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化 | 訪問リハビリテーション                                           | 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。  |

## 7 令和6年度末以降に経過措置が終了する事項

| 経過措置終了期日  | 名称                    | 対象サービス                          | 経過措置の概要                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年3月31日 | 「書面掲示」規制の見直し          | 全サービス                           | 事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。                                                                                                                                  |
| 令和7年3月31日 | 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 | 全サービス<br>(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く) | 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。                                                                                                                         |
| 令和7年3月31日 | 身体的拘束等の適正化の推進         | 短期入所系サービス<br>多機能系サービス           | 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。                                                                                                                           |
| 令和7年3月31日 | 介護職員等処遇改善加算に係る経過措置①   | 対象サービス                          | 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。（月額賃金要件Ⅰの猶予。加算Ⅴ（1）～（14）の算定。）                                                                                                                  |
| 令和8年3月31日 | 介護職員等処遇改善加算に係る経過措置②   | 対象サービス                          | キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについて、令和7年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、職場環境等要件について、令和7年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。 |

|           |                                                        |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和9年3月31日 | 診療未実施減算の経過措置の延長等                                       | 訪問リハビリテーション                                                    | <p>訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成に当たって事業所医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）について、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。</p> <p>イ 適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。</p> |
| 令和9年3月31日 | 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化                               | 特定施設入居者生活介護                                                    | <p>全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p>                                                                                          |
| 令和9年3月31日 | 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長          | 居宅療養管理指導                                                       | <p>居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。</p> <p>ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置</p> <p>イ 業務継続計画の策定等</p>                                                                                                     |
| 令和9年3月31日 | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け | <p>短期入所系サービス</p> <p>居住系サービス</p> <p>多機能系サービス</p> <p>施設系サービス</p> | <p>介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p>                                                                                                             |

|           |                 |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和9年3月31日 | 高齢者虐待防止の推進      | 福祉用具貸与  | <p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 令和9年3月31日 | 協力医療機関との連携体制の構築 | 施設系サービス | <p>施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。</p> <p>① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> |
| 令和9年3月31日 | 居宅介護支援事業所の管理者要件 | 居宅介護支援  | <p>令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとするが、令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |